

4月からのごみの出し方

※詳細は市政だより令和7年12月号と同時配布の「家庭ごみ処理有料化ガイドブック」でご確認ください

有料化するごみ

燃やせるごみ・燃やせないごみ

- 指定ごみ袋に入れてごみステーションへ出します。袋に入らない大きさのものは、共通ごみ処理券を貼ってごみステーションへ出してください。



指定ごみ袋



共通ごみ処理券

粗大ごみ

- 環境共生課に収集の申し込みをしてから、粗大ごみ処理券を貼つて自宅前に出します。



粗大ごみ処理券

燃やせるごみ・燃やせないごみを直接搬入する場合

指定ごみ袋やごみ処理券は使用せず、環境共生課で事前検査を受けてから、ごみ処理施設へ持ち込んでください。

▶料金…◎50kg以下=800円 ◎50kgを超える=800円+超過料金※10kgごとに160円

有料化しないごみ

資源物

かん、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装・製品、古紙

- 資源物の分別方法や出し方は変わりません。
- 令和8年4月から、新たに古布類の分別収集を始めます。古着と古布に分別し、資源物として資源物ステーションへ出します。※古着の拠点回収は3月31日(火)で終了

おむつ

- 透明か半透明の袋に入れ、袋に「おむつ」と書いて、燃やせるごみの収集日にごみステーションへ出します。

ボランティア清掃ごみ

- 環境共生課で専用ごみ袋を受け取り、ごみステーションへ出します。

会津若松市が目指す 将来のまちの姿

持続可能なごみ処理体制の構築

ごみを減らすことで、ごみの処理費用を抑制します。また、ごみ処理施設の規模縮小・延命化を図ることで、限りある資源を有効に活用する持続可能な社会を目指します。

ゼロカーボンシティの実現

ごみの排出抑制と資源の再生利用を促進することで、ごみ処理の過程で発生する温室効果ガスの削減や、天然資源の輸入・使用の抑制など、環境への負荷を軽減し、次世代に住み良い環境を引き継ぎます。

ごみ処理手数料を活用したまちづくり

ごみ処理手数料を、まちづくりに活用します。

【活用例】

- 3 R +Renewableの推進
- 意識啓発
- 不法投棄対策
- ごみ・資源物ステーションの機能充実など

家庭ごみ処理有料化 制度の目的

意識と行動の変化

市民の皆さんのがみ処理手数料を負担することで、ごみ排出への課題認識が生まれ、ごみ減量への関心が高まるなど、意識の変化につながります。関心が高まることで行動が変化し、継続的なごみ削減の取り組みが推進されます。

排出抑制や再生利用の推進

ごみ処理手数料の負担を抑えようとする意識が生まれることで、ごみ排出量の抑制やごみ分別・再生利用が推進されます。

公平性の確保

排出量に応じたごみ処理手数料を負担することで、費用負担の公平性が確保されます。

4月から 家庭ごみ処理有料化が 始まります！



市では、4月1日(水)から家庭ごみ処理有料化制度を導入します。ここでは、4月からの家庭ごみの出し方を改めてお知らせするとともに、家庭ごみ処理有料化制度の目的やポイントを紹介します。

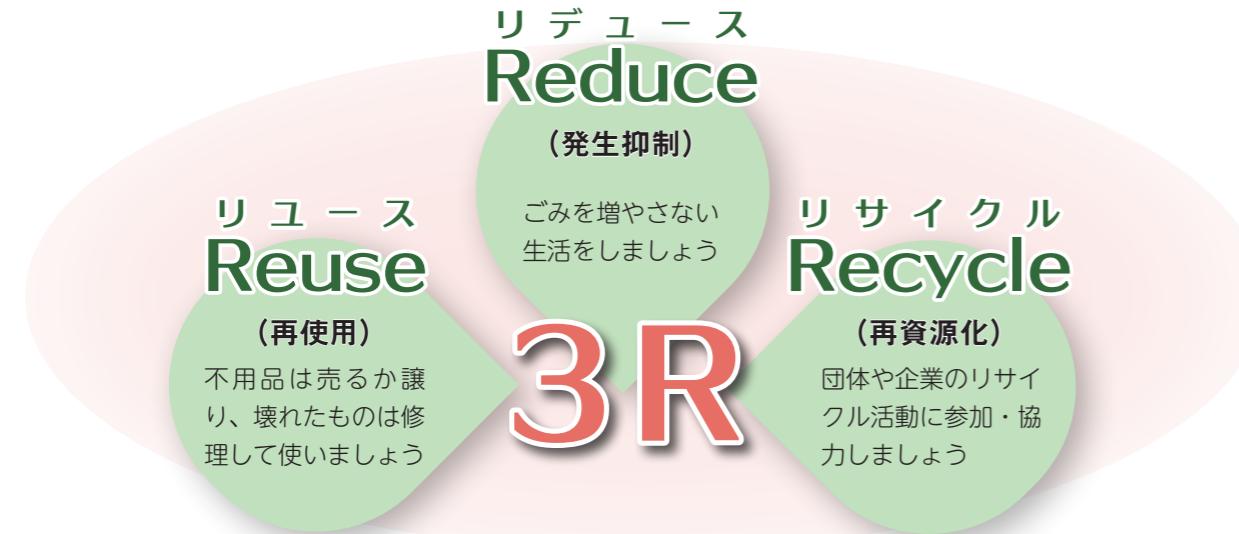
- 問い合わせ…環境共生課(☎27-3961)



持続可能なごみ処理体制の構築と
ゼロカーボンシティの実現に向けて

ごみ処理手数料の負担を減らすために

3R(スリーアール)に取り組んで、ごみを減らしましょう



生ごみ処理容器「キエ一口」や電動生ごみ処理機などを使うことで生ごみを減らし、ごみ袋の使用枚数を減らすことができます。生ごみ処理機などの購入には市の補助制度を活用できますので必ず購入前に環境共生課へお問い合わせください。

市民の皆様へ

4月から、いよいよ家庭ごみ処理有料化が始まります。制度の円滑な開始と定着を図りながら、持続可能なごみ処理体制の構築と、ごみの減量・再資源化の推進に取り組んでまいります。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

会津若松市長 室井 照平



お届けしています 指定ごみ袋お試しへ

家庭ごみをごみ処理場へ直接持込む場合は日程・時間に余裕をもってお越しください。なお、環境共生課(追手町第二庁舎)での事前検査が必要です。

- 問い合わせ: 27 環境共生課(☎ 3961)
- ▼配布物: 燃やせるごみ指定ごみ袋・燃やせないごみ指定ごみ袋・各1ロール(10枚綴り)
- ▼配布期間: 3月20日(金・祝)まで
- ▼その他: ○今回届いた指定ごみ袋は4月1日(水)以降にご使用ください ○配布期間は3月20日(金・祝)までの予定です。まだ届いていないくとも、焦らずお待ちください
- 会津若松市環境共生課

有料化制度のポイントを知ろう！

POINT 1

使用済みおむつは有料化しません

子育て支援や高齢者・障がいのある人への福祉対策のため、おむつは有料化から除外します。

使用済みのおむつは、ほかのごみと分けて透明または半透明の袋に入れ、袋に油性ペンで「おむつ」と書いて燃やせるごみの収集日にごみステーションへ出してください。

- ▶注意点…○汚物はトイレに流してください○ごみ袋への氏名などの記入は不要○ペットのおむつは対象外(有料)○中身が見えないよう紙や袋に包んでからでも出せます



まちの声

右から
満里香さん
花ちゃん
咲太郎くん

子どもが2人いるので、おむつは毎日出ます。有料化と聞いたときは「大変だ！」と思いましたが、おむつは有料化しないと聞いてホッとした。子育て中は、どうしてもごみが多く出ますが、分別を徹底したり、ティッシュペーパーの代わりにガーゼを使ったりと、できるだけごみを減らしていきたいです。

POINT 2

ボランティア清掃ごみも有料化しません

町内会や団体、個人、企業などが公共的な空間でのボランティアとして行う屋外での清掃活動で出たごみ(ボランティア清掃ごみ)は、環境共生課の窓口で交付するボランティア清掃専用ごみ袋(燃やせるごみ・燃やせないごみ)に入れて、指定の日にごみステーションへ出してください。

- ▶対象となるごみ…○町内会の一斉清掃で出るごみ○町内会が管理している神社・寺院の敷地の清掃で出るごみ○企業が行う道路などの清掃で出るごみ○個人が散歩中に拾ったごみなど

町内会の声



三本松町内会
区長
成田 源一郎 さん

私たちの町内会では年に2回、町内の一斉清掃を行っています。一斉清掃のごみは有料化の対象外なので、これからも支障なく一斉清掃が続けられると思います。

有料化開始後は、より一層ごみ出しのマナーを守り、一人ひとりが責任をもってごみを出せるようになればいいと思います。

POINT 3

資源物の回収は引き続き無料です 分別を徹底してごみ処理手数料の負担を軽減しましょう

資源物(かん、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装・製品、古紙)は、引き続き透明または半透明の袋で無料で出すことができます。また、4月から、古着と古布を資源物ステーションで回収します。

- ▶資源物として出せる古着・古布…木綿、絹、化織(撥水性のある素材は除く)でできた衣服や衣類
- ▶古着・古布の出し方…古着と古布に分別し、透明な袋(最大45Lサイズ)に入れて袋の口を結び、袋に油性ペンで「古着」または「古布」と書いて出す